

秋田県都市計画提案制度 フロー図

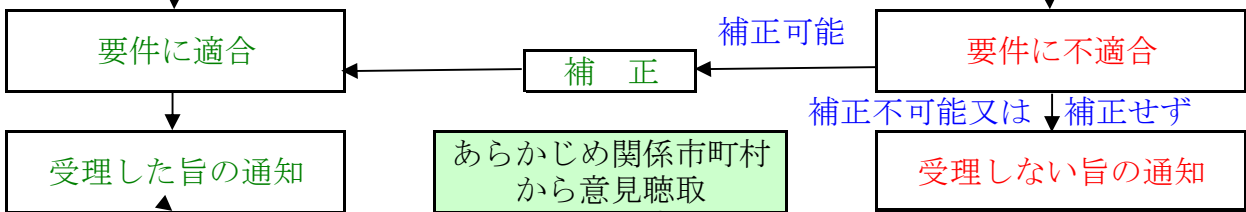
事前相談

- ・ 提案者からの提案概要の聴取
- ・ 県からの助言
- ・ 関係市町村との連携

提案者による地元説明、地権者の意向確認等
 (関係市町村、その他の機関の関係部局(農政部局、林務部局、商工部局、開発部局等)への事前相談を含む。)

都市計画の提案書類提出

- ・ 都市計画の素案
- ・ 法第21条の2第3項第2号の同意書
- ・ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類 他



- 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の必要性の判断(審査基準)
- 1 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。
 - 2 県及び関係市町村の定める上位計画に適合していること。
 - 3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(法第6条の2第1項)及び市町村の都市計画に関する基本的な方針(法第18条の2第1項)に即していること。
 - 4 関連する都市計画や公共施設等の整備計画と整合性を有していること。
 - 5 提案に係る都市計画の必要性が明示されていること。
 - 6 事業の実施を伴う提案の場合は、事業に実現性があること。
 - 7 土地所有者等及び関係住民の理解を得ていること。
 - 8 周辺環境への影響に配慮していること。

